

10 障害者自立支援法の見直しにおける財政措置について

(厚生労働省)

京都市では、平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法の円滑な施行のため、障害福祉サービス、補装具及び自立支援医療のそれぞれについて、独自の利用者負担軽減策を創設し、事業者への運営安定化支援策を併せて、障害のある方のサービス利用を総合的に支援してきました。

この間、国においては、平成 20 年度末までの時限措置として、障害福祉サービスについて「特別対策」や「緊急措置」による利用者負担軽減策が講じられてきたものの、補装具や自立支援医療については適用されず、また、報酬の日払化は見直されていないこと等により、今なお、利用者や事業者等から様々な意見が寄せられています。

現在、障害者自立支援法の施行後 3 年を目途として行う見直しについて検討が進められているところですが、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、実態に沿った制度設計が行われるとともに、十分な財政措置が講じられるよう要望します。

要望事項

- 1 障害福祉サービスと同様に、自立支援医療及び補装具に対する抜本的な利用者負担軽減の実施、並びに、とりわけ長期にわたって通院医療を継続する必要がある精神障害等に配慮し、自立支援医療に設けられた「重度かつ継続」に該当する一定所得以上の方に適用される経過的特例による負担軽減の継続及び恒久化
- 2 障害福祉サービス等に要する費用について、事業者による安定的な事業運営や質の高いサービス提供を行うための人材確保及び定着が可能となるよう、経営実態に見合った報酬の設定
- 3 地域生活支援事業の実施に関して、地方自治体及び利用者の負担増にならないような十分な財政措置
- 4 地域生活を総合的かつ継続的に支援するため、サービス利用計画作成費の見直しを含めたケアマネジメント機能の充実
- 5 地域生活を支援するサービス基盤の整備について、十分な財源措置
- 6 サービス利用の要件や報酬の算定基礎となる障害程度区分について、障害特性が適切に反映される仕組みへの改善

主な要望先：厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部企画課、自立支援振興室、障害福祉課）

京都市の担当課：保健福祉局 保健福祉部 障害保健福祉課長 居内学 TEL 075-222-4161

<参考>

1 京都市独自の利用者負担軽減策

京都市では、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行に合わせて、平成 18 年 4 月から、全国に先駆けて、重度障害のある方の負担を軽減する階層区分の設定や、障害福祉サービスと自立支援医療等を重複して利用した際の負担を軽減する総合上限制度の創設などを行う京都市独自の利用者負担軽減策である「京都方式」を創設し、さらに、平成 19 年 4 月からは、負担軽減策の拡充に加え、グループホーム等の運営安定化支援策も取り入れた「新京都方式」として実施し、障害のある方のサービス利用を総合的に支援している。

(1) 通所施設・在宅サービス（障害児を除く）の負担上限月額（平成 20 年 7 月～）

所得階層区分		負担上限月額	
国	京都市	国（※1）	京都市（※1）
生活保護世帯		0 円	0 円
市民税 非課税	本人収入年間 80 万円以下		1,500 円
	上記以外	障害基礎年金 1 級及び	1,500 円
		特別障害者手当のみ	3,000 円
		上記以外	(※2 1,500 円)
市民税 課税	所得割 16 万円未満	9,300 円	9,300 円
	所得割 16 万円以上	37,200 円	37,200 円

※1 一定資産以下の方の場合に適用される負担上限月額

※2 日中活動サービス（併せて短期入所のみを利用する場合を含む。）のみを利用する場合に適用される負担上限月額

(2) 自立支援医療の負担上限月額

所得階層区分			負担上限月額			
国		京都市	国		京都市	
			一般	重度かつ 継続	一般	重度かつ 継続
生活保護世帯			0 円		0 円	
市民税 非課税 世帯	本人収入年間 80 万円以下		2,500 円		0 円	
	上記以外	障害基礎年金 1 級及び 特別障害者手当のみ	5,000 円		0 円	
		上記以外			2,500 円	
市民税 課税世 帯	所得割 3 万 3 千円未満		上限設定	5,000 円	10,000 円	2,500 円
	所得割 23 万 5 千円未満	所得割 16 万円未満	なし (※ 1)	10,000 円	18,600 円	5,000 円
		所得割 16 万円以上			37,200 円	
	所得割 23 万 5 千円以上		給付対象 外	20,000 円 (※ 2)	給付対象 外	20,000 円

※1 育成医療の場合、市民税所得割 3 万 3 千円未満は 10,000 円、市民税所得割 3 万 3 千円
 以上は 40,200 円（平成 21 年 3 月末までの経過的特例）

※2 平成 21 年 3 月末までの経過的特例

(3) 補装具の負担上限月額

所得階層区分			負担上限月額	
国		京都市	国	京都市
生活保護世帯			0 円	0 円
市民税 非課税	本人収入年間 80 万円以下		15, 000 円	7, 500 円
	上記以外	障害基礎年金 1 級及び 特別障害者手当のみ	24, 600 円	7, 500 円
		上記以外		12, 300 円
市民税 課税	最多課税者 が所得割 46 万円未満	所得割 16 万円未満	37, 200 円	18, 600 円
		所得割 16 万円以上		(※) 37, 200 円
	最多課税者が所得割 46 万円以上			給付対象外

※ 児童補装具は 18,600 円

(4) 総合上限制度の負担上限月額

障害福祉サービス，自立支援医療，補装具及び地域生活支援事業（移動支援，地域活動支援センター（デイサービス），日中一時支援，訪問入浴サービス及び日常生活用具が対象）を重複して利用された場合に，総合上限月額を超えた額を償還する。

所得階層区分		総合上限月額
生活保護世帯		0 円
市民税 非課税	本人収入年間 80 万円以下	7,500 円
	障害基礎年金 1 級及び	
	特別障害者手当のみ	
	上記以外	12,300 円
市民税	所得割 16 万円未満	18,600 円
課税	所得割 16 万円以上	37,200 円

2 地域生活支援事業に関する国庫補助の状況（19 年度決算見込）（単位：千円）

事業費総額 (A)	国庫補助所要額 (B)	国庫補助額 (C)	京都市超過負担額 (B) - (C)
1,576,786	787,295	670,320	116,975